

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画

(平成29年度～平成31年度)



袖ヶ浦市社会福祉協議会 マスコットキャラクター **そでりん**

名前の由来：袖ヶ浦の「そで」と住民の間に支えあいの「輪」が広がり、大きな「輪」となり暮らしやすいまちになる思いをこめています。

デザイン：からだは、次々とサービスやアイデアがでてくるようにロシアのマトリョーシカ人形と落花生をイメージしています。あたまは市の花ゆり（やまゆり）を飾り、赤い羽根を着けています。

社会福祉法人 袖ヶ浦市社会福祉協議会

目 次

| | |
|------------------------|-----|
| 会長あいさつ | 1 |
| まえがき | 2 |
| 袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画体系図 | 4 |
| 【基本目標】 | |
| 1 財政基盤の確立 | 6 |
| 2 職員の専門性の向上 | 1 2 |
| 3 事務事業の検討・見直し | 1 4 |
| 4 組織体制の強化 | 2 1 |
| 袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画の進行管理 | 2 4 |
| 袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画策定経過 | 2 5 |

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画

発行 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
〒 299-0256
千葉県袖ヶ浦市飯富1604番地
TEL 0438-63-3888

一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちの実現

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化の一層の進展や家庭内、地域社会での相互扶助機能の低下などにより高齢者世帯をはじめとする社会的孤立も増加するなど、地域の福祉ニーズはますます複雑・多様化しています。

また、景気は回復基調にありますが先行きに不透明感があり、生活困窮者世帯が抱える問題は依然として深刻な状況にあります。

このような状況の中、経営の健全化と時代の変化や地域住民の新たなニーズに応え、一人ひとりの生活を支えるための地域福祉事業の展開と目標、その実現に向けた取り組みを明らかにするため「袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画」を策定いたしました。

本計画では、袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第3期）と同じく「市民皆が支えあい、一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念として、支えあ（助けあ）ひとづくり、地域づくり、しくみづくりを行い、一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちの実現を目指します。

本計画は、平成29年度から平成31年度までの3年間を計画期間として取り組みますが、その間に社会経済環境の変化や社会福祉諸制度の改変、地域の福祉課題やニーズの変容などに対応するため年度ごとに内部評価を実施し、必要な見直しを行います。

本計画を推進するためには、本会の役職員をはじめ、行政、地区社会福祉協議会などの関係諸団体、そして地域の方々からのご理解とご支援が必須であります。今後とも引き続きご協力方よろしく願いいたします。

結びに本計画を策定するにあたり多くの方々よりご意見、ご指導、ご協力を賜りましたことに対し心よりお礼申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
会 長 飯 野 芳 郎

まえがき

袖ヶ浦市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

袖ヶ浦市では福祉施策全体の目的や全体像を明確にした「袖ヶ浦市地域福祉計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、「市民誰もがそれぞれの地域でその人らしい 安心して充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念として計画に基づき地域福祉を推進しています。

また、袖ヶ浦市社会福祉協議会では「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、「市民皆が支えあい、一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念とし、地域住民や社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（サービス）を経営する者が相互に協力して地域福祉活動を推進していきます。

地域住民のニーズに応え、一人ひとりの生活を支えるための地域福祉事業の展開に向け目標を明らかにし、その実現に向けた取り組みを明らかにするためこの計画を策定しました。

【計画期間】

平成29年度～平成31年度

【基本理念】

市民皆が支えあい、一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまち

支えあう（助けあう）ひとづくり、地域づくり、しくみづくりを行い、一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちの実現を目指します。

【組織使命】

地域福祉を推進する。

ソーシャル・インクルージョン（社会的包容）の理念に基づき「誰もが普通に暮らせるしくみづくり」を推進します。

ソーシャル・インクルージョン（社会的包容）

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう社会の構成員として包み支え合う

【最終目標】

市民誰もが地域の中で生涯にわたって自立し、安心して自由で個性豊かな生活ができる地域社会の実現

【基本目標】 (将来のビジョンや目標実現のための具体的な取り組み内容)

1 財政基盤の確立

安定した運営には、会費や共同募金、収益事業などの充実は必要不可欠であり、事業や活動を通じて理解を促進し自主財源等の充実を図ります。

経常経費については、消費税率の改定や最低賃金の上昇の影響を受けて厳しい状況の中、引き続き実施事業内容や契約単価の見直しなどを行い経費の削減に努めます。

2 職員の専門性の向上

地域福祉を推進する職員は、地域住民や社会福祉に関する活動を行う者との連携を図る中で、ソーシャルワーカーとしての専門性が求められています。そのため、専門資格の取得者を増やすなど専門性の向上を図ります。

3 事務、事業の検討・見直し

社会福祉制度を取り巻く環境の変化は大変激しく、その対応が必要です。

各事業についての目的及び内容、職員体制、財源等について検討・見直します。

4 組織体制の強化

経営組織（理事会・評議員会）のガバナンス強化と広報紙やホームページ等を通じた情報公開による透明性の確保を図ります。また、いつ起こるかわからない災害等の緊急時の体制整備を点検します。

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画 体系図

| 基本目標 | 項目 | 取り組みの方向 |
|---------------|------------------|-------------------------------|
| 1 財政基盤の確立 | (1)社会福祉協議会費 | 社会福祉協議会及び会員(会費)の理解促進 |
| | | 会員の拡大 |
| | | 顔の見える関係づくり |
| | (2)赤い羽根共同募金 | 共同募金の理解促進 |
| | | 募金の拡大 |
| | (3)収益事業 | 自動販売機の設置拡大 |
| | | 新規収益事業の検討 |
| (4)助成金の活用 | 助成金の活用 | |
| 2 職員の専門性の向上 | (1)職員研修 | 資格取得の支援・助成 職員研修の実施 |
| 3 事務事業の検討・見直し | (1)本計画期間中の見直し事業 | ①理事会・評議員会・監事会(社会福祉法改正に沿って) |
| | | ②福祉基金事業(社会福祉法改正に沿って) |
| | | ③訪問介護事業(協議体を設置して協議・検討) |
| | | ④放課後児童クラブ事業(子ども子育て関連法に沿って見直し) |
| | (2)次期計画期間中の見直し事業 | ①助成事業(団体助成から事業助成へ) |
| | | ②給食サービス事業(袖ヶ浦市に合った地域の見守りを検討) |
| | | ③社会福祉金庫貸付事業(廃止又は応急援護費との統合を検討) |
| | | ④放課後児童クラブ事業(子ども子育て関連法に沿って見直し) |
| 4 組織体制の強化 | (1)役員体制の強化 | 理事会・評議員会・監事会(経営組織のガバナンス強化) |

| | | |
|--|------------------|---------------------------------------|
| | (2)情報公開による透明性の確保 | 予算書・決算書・役員報酬等の公表 |
| | | 広報紙、ホームページの読者拡大 |
| | (3)緊急時の対応 | 職員の参集（安否確認） |
| | | 災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営 災害時の事業継続体制の点検 |

1 財政基盤の確立

(1) 社会福祉協議会費

i) 現状と課題

袖ヶ浦市社会福祉協議会会員規程に基づき会員を募集しています。

一般会員…………… 500円（一般世帯）

賛助会員…………… 1,000円（公務員世帯）

特別賛助会員… 2,500円（本会役員等の世帯）

法人会員…………… 10,000円（法人・団体・施設）

自治会を通じ一般会員・賛助会員・特別賛助会員の募集を行っていますが、ご協力いただけない自治会や一部のみ協力の自治会があります。

また、自治会加入率の低下もあり会員数及び会費収入は減少傾向です。自治会未加入世帯へは、広報紙やホームページを通じ会員募集していますが、ほとんど応募がない状況です。

法人会員は電話帳から抽出しダイレクトメールを送ったこと及び地域福祉フェスタに係る有料広告のつながり等で微増となっています。

| 区分 | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成9年度 | |
|------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 加入数 | 金額(円) | 加入数 | 金額(円) | 加入数 | 金額(円) |
| 一般会員 | 11,602 | 5,800,550 | 11,147 | 5,573,100 | 12,435 | 6,217,350 |
| 賛助会員 | 280 | 279,500 | 243 | 243,000 | 390 | 390,500 |
| 特別会員 | 72 | 179,500 | 69 | 172,000 | 112 | 280,500 |
| 法人会員 | 160 | 1,595,000 | 179 | 1,780,000 | 165 | 1,650,000 |
| 合計 | | 7,854,550 | | 7,768,100 | | 8,538,350 |

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

袖ヶ浦市社会福祉協議会について事業や広報紙などを通じて会員制度の理解を促進し、賛同が得られるように努めます。

ご協力いただけない自治会や一部のみ協力の自治会へ積極的な働き掛けを行い、協力が得られるように努めます。

顔の見える関係づくりや袖ヶ浦市社会福祉協議会への理解が得られる会費の使い途についてわかりやすく伝えるように努めます。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------|------------|
| 袖ヶ浦市社会福祉協議会及び会員（会費）の理解促進 | 広報紙・ホームページ等を通じた理解促進 | 継 続 （掲載） | | → |
| | 事業を通じた理解促進（車いす・講座資料等に記載等） | 継 続 （記載） | | → |
| 会員の拡大 | 会員募集資料（パンフレット）の研究・検討 | 継 続 （使途の明示） | | → |
| | 税額控除制度の活用 | 継 続 （税額控除に係る証明書） | | → |
| | 未加入自治会への働き掛け | → 継 続 | → 検 討 （説明会の実施） | → アプローチ |
| | 未加入法人への働き掛け | → 検 討 （業界団体への働き掛け） | → アプローチ | → |
| 顔の見える関係づくり | 個別説明会等の検討 | → 検 討 （自治会、業界団体への説明会） | | → |

(2) 赤い羽根共同募金

i) 現状と課題

千葉県共同募金会袖ヶ浦市支会として、一般募金（赤い羽根共同募金）と歳末たすけあい募金の募金運動を行っています。

自治会を通じ一般募金及び歳末たすけあい募金を行っていますが、ご協力いただけない自治会や一部のみ協力の自治会があります。また、自治会加入率の低下もあり募金額は減少傾向です。

募金目標額が従来の人割から過去3年間の実績額に平成27年度から変更となり袖ヶ浦市社会福祉協議会への配分額が減少しました。

募金目安額（世帯）

一般募金……………500円

歳末たすけあい募金……………300円

| 区 分 | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | | 平成 11 年度 | | |
|------------------|----------|--------|------------------|--------|------------------|--------|-------------------|
| | 件数 | 募金額（円） | 件数 | 募金額（円） | 件数 | 募金額（円） | |
| 一 般 募 金 | 戸別 | 11,313 | 5,655,900 | 10,634 | 5,316,350 | - | 6,014,945 |
| | 街頭 | 6 | 74,208 | 6 | 91,190 | - | 233,081 |
| | 職域 | 96 | 694,755 | 92 | 659,930 | | 0 |
| | バッチ | 7 | 51,422 | 8 | 94,721 | - | 955,133 |
| | 学校 | 16 | 364,167 | 18 | 378,296 | - | 440,800 |
| | その他 | 6 | 67,423 | 7 | 100,199 | - | 2,444,519 |
| | 計 | | 6,907,875 | | 6,640,686 | | 10,088,478 |
| | 法人 | 89 | 610,000 | 98 | 656,105 | 149 | 1,562,920 |
| | 合計 | | 7,517,875 | | 7,296,791 | | 11,651,398 |
| 歳 末 募 金 | 戸別 | 11,780 | 3,533,620 | 11,074 | 3,321,360 | - | 3,817,270 |
| | 職域 | 66 | 351,942 | 69 | 342,826 | | 0 |
| | その他 | 1 | 2,000 | 3 | 8,900 | - | 1,208,362 |
| | 合計 | | 3,887,562 | | 3,673,086 | | 5,025,632 |

※ 全国的には平成7年度をピークに減少している。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

共同募金運動について広報紙などを通じて理解を促進し、募金が得られるように努めます。

ご協力いただけない自治会や一部のみ協力の自治会へ働き掛け、協力が得られるように努めます。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------|---------------------|---------------------|----------|----------------------|
| 共同募金の理解促進 | 広報紙・ホームページ等を通じた理解促進 | 継 続 (掲載) | | → |
| | 街頭募金運動を通じた理解促進 | 継 続 (街頭募金) | | → |
| 募金の拡大 | 未納自治会への働き掛け | 継 続 (電話訪問) | → | → 検 討 (説明会の実施) |
| | 法人会員への働き掛け | 検 討 (業界団体への働き掛け) | → | → アプローチ |

(3) 収益事業

i) 現状と課題

自動販売機の販売手数料による収益事業を平成27年度から開始し、年間収益1,180,616円を社会福祉事業会計へ繰り入れました。

平成27年8月、袖ヶ浦駅北口自転車駐車場に清涼飲料水の自動販売機を新たに設置しました。

1台あたりの売上は減少傾向にあり、平成28年6月、売上が低迷していたガウランド内の冷凍食品自動販売機をアイス自動販売機に変更し売上を回復しました。

市所有地に自動販売機を設置しており、継続的に使用できるかが課題となっています。

平成27年度実績

| 設置場所 | 台数 | 売上 (円) | 経費 (円) | 収益 (円) |
|--------|----|-----------|---------|---------|
| ガウランド | 9 | 1,186,928 | 506,755 | 680,173 |
| ゆりの里 | 1 | 312,132 | 10,500 | 301,632 |
| 袖ヶ浦駅北口 | 1 | 283,382 | 84,571 | 198,811 |

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

社会福祉事業に支障がない範囲で収益事業を行い、その収益を社会福祉事業に充てます。

自動販売機の設置場所について継続して使用できるよう市と協議するとともに新規設置場所について広報紙等を通じて募集し、設置場所の拡大を図ります。

また、社会福祉事業に支障がない範囲で行える新たな収益事業を検討します。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|-----------------------|------------|--------|--------|
| 自動販売機の設置拡大 | 広報紙・ホームページ等を通じた設置場所募集 | 継続 (募集) | | → |
| | 新規設置場所の探索 | 継続 (探索) | | → |
| 新規収益事業の検討 | 新規収益事業の研究・検討 | 検討 (探究) | | → |

(4) 助成金の活用

i) 現状と課題

社会福祉協議会は、公共性、社会性の高い事業に取り組んでいることから市からの補助金や地域の方々からの会費、善意の寄付金、共同募金などを主な財源としています。少子高齢化の進展するなかで、多様化する福祉需要に応じていくために、主たる財源に加え、今まで活用していない民間の助成金を有効活用します。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

財団法人等が募集している助成金の対象事業内容、助成額・助成率を的確に把握し、積極的な確保に努めます。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|---------|------------|----------|----------|
| 助成金の活用 | 助成金の確保 | | | |
| | | 対象事業の調査・活用 | | |

2 職員の専門性の向上

(1) 職員研修

i) 現状と課題

袖ヶ浦市社会福祉協議会職員研修方針に基づき年度研修計画を策定し職員研修を実施しています。職員研修方針に示されているとおり、地域福祉の担い手である住民、関係機関・団体、行政から信頼されることが必要です。その裏付けとなる専門性を高めるため専門研修、階層別研修、職場内研修、自己啓発研修を実施すると共に職員資格取得等助成要綱の定めるところにより、福祉関係資格取得を支援しています。

職員資格取得状況（PR〇職員11人中）

| 資格名 | 取得者数（人） |
|---------|---------|
| 社会福祉士 | 8 |
| 精神保健福祉士 | 1 |
| 介護福祉士 | 3 |
| 社会福祉主事 | 10 |

参 考

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会職員研修方針

平成27年11月26日

1 策定趣旨

研修方針では、人材である職員こそが最も重要な経営資源であるということ念頭に、職員のやる気を引き出し、育て、成果の見える能力開発に取り組み、市民の信頼と期待に応えられる職員を目指して、意識改革、経営能力の向上を図り、複雑高度化する課題に的確かつ積極的に立ち向かう意欲や能力を持つ職員の育成に努める。

2 目指すべき職員像

- (1) 地域に信頼され、自ら考え行動する職員
- (2) 市民の立場に立って考え、市民とともに地域づくりに取り組む職員
- (3) 社会経済環境の変化に的確に対応する職員
- (4) 責任感と倫理観をもって、公正にまた迅速に職務に取り組む職員

- (5) 専門的知識や能力を身につけ、職務を的確に遂行する職員
- (6) コスト意識を持って、効率的な経営感覚を持った職員

3 研修体系

- (1) 専門研修……職員は、千葉県社会福祉協議会等が主催する担当事業に係る研修へ積極的に参加して一層の資質向上を図ること
- (2) 階層別研修……全てのPRO職員は、千葉県社会福祉協議会等が主催する次の研修へ積極的に参加して一層の資質向上を図ること

| 研 修 名 | 研修時期 |
|--------|-----------|
| 新任職員研修 | 採用3年未満 |
| 中堅職員研修 | 3級及び4級の職員 |
| 管理職研修 | 6級及び7級の職員 |

- (3) 職場内研修……管理監督者等は、日常の業務の中で、部下などに(OJT) 対し、計画的に一層の資質の向上を図ること
- (4) 自己啓発研修…職員資格取得等助成要綱の定めるところにより費用等を助成することで、職員の自己研鑽を促進する。

4 今後の進め方

人材を活かし組織力を高めていくため、研修の実施にあたっては、この研修方針に基づき、年度ごとに研修計画を策定し、対応していくものとする。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

職員研修方針に示されているとおり、地域福祉の担い手である住民、関係機関・団体、行政から信頼されること必須であり、その裏付けとなる専門性を高め複雑高度化する課題に的確かつ積極的に立ち向かう意欲や能力を持つ職員の育成に努めます。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|---------------------|--------------|--------|--------|
| 資格取得の支援・助成 | 職員資格取得等助成要綱による支援・助成 | | | ➔ |
| | | 継 続 (支 援) | | |
| 職員研修の実施 | 年度研修計画に基づく研修 | | | ➔ |
| | | 継 続 | | |

3 事務事業の検討・見直し

現在実施している事業について、事業の実施目的、費用対効果などを再検討し、不要不急な事業は、廃止を含めての見直しを次のとおり取りまとめました。

- (1) 本計画期間中の見直し事業
- (2) 次期計画期間中の見直し事業
- (3) 現行どおりとした事業（毎会計年度の予算編成の中で見直し）

| 番号 | 事務事業名 | 実施方法 | 今後の方向性 | 今後の取組内容(要旨) | 見直し等の時期 |
|----|------------------------|------|--------|---|---------|
| 1 | 理事会 | 直営 | 見直し | 社会福祉法の改正に沿って抜本的な見直しを行う。 | 平成28年度中 |
| 2 | 評議員会 | 直営 | 見直し | 社会福祉法の改正に沿って抜本的な見直しを行う。 | 平成28年度中 |
| 3 | 監事会 | 直営 | 見直し | 社会福祉法の改正に沿って抜本的な見直しを行う。 | 平成28年度中 |
| 4 | 役員研修 | 直営 | 拡充 | 高い専門性、人間性が求められており、研修計画に基づく研修の実施などを通じ一層の資質向上を図る。 | 随時 |
| 5 | 会員募集事業 | 直営 | 見直し | 周知活動を通じ本会の理解を深めていただく中で会員拡充を図る。 | 随時 |
| 6 | 社協だより発行事業（ホームページを含む） | 直営 | 現行どおり | 参加型企画（クイズコーナーなど）を設けるなどの読者が楽しみにする広報づくりを検討する。 | 随時 |
| 7 | 日常生活自立支援事業 | 受託 | 現行どおり | 要綱や契約書の範囲内でより良いサービス提供に努める。 | 随時 |
| 8 | 心配ごと相談事業 | 補助 | 現行どおり | 周知活動に努め相談できる機会を増やすよう努める。 | 随時 |
| 9 | 助成事業 | 直営 | 見直し | 団体助成から事業助成へのシフトを検討する。 | 次期計画 |
| 10 | 地域福祉フェスタ事業 | 直営 | 現行どおり | 福祉への理解、興味を深めるような内容を検討し、来場者の増員につなげる。 | 随時 |
| 11 | 社会福祉功労者の表彰（感謝状）事業 | 直営 | 現行どおり | 顕彰を行うことにより、地域社会の福祉意識の醸成に努める。 | 随時 |
| 12 | 地区社会福祉協議会事業 | 直営 | 拡充 | 地域に応じた福祉を推進するため協力者を増やし、「支え合い・助け合い」活動を推進する。 | 随時 |
| 13 | 移送サービス事業 | 直営 | 現行どおり | 広報を通じボランティア募集を行いボランティアの確保に努める。 | 随時 |
| 14 | 電話訪問事業 | 直営 | 現行どおり | 高齢者施設等へのポスター掲示など、事業内容の周知を一層図る。 | 随時 |
| 15 | ボランティアセンター運営事業 | 直営 | 現行どおり | 安心してボランティア活動ができるようコーディネートし、活動が継続できるような環境整備、支援に努める。 | 随時 |
| 16 | ボランティア保険事業 | 直営 | 現行どおり | 安心してボランティア活動ができるようボランティア保険の周知に努める。 | 随時 |
| 17 | ボランティア講習会・研修会事業 | 直営 | 現行どおり | 講座の内容を検討すると共に広報等を通じ一層の周知活動を図り、参加者の確保に努める。 | 随時 |
| 18 | 福祉教育講座 | 直営 | 拡充 | 「子どもたちの福祉意識の向上は未来の福祉への投資」と考え、協力者を募り事業を実施する。 | 随時 |
| 19 | 声の広報事業 | 直営 | 現行どおり | 声の広報を作成するボランティアの確保を図る。（ボランティアは活動日数、拘束時間が長いなどで継続が難しい。） | 随時 |
| 20 | 車椅子の貸出事業 | 直営 | 現行どおり | 貸出の対応時間、場所等を検討する。 | 随時 |
| 21 | 共同募金事業（赤い羽根・歳末たすけあい募金） | 直営 | 現行どおり | 周知活動に努め中央共同募金会が示す方針に沿って募金活動に努める。 | 随時 |
| 22 | 敬老会事業 | 補助 | 現行どおり | 参加者が減少傾向にあることから今後の方向性を検討する。 | 随時 |
| 23 | 給食サービス事業 | 直営 | 見直し | 袖ヶ浦市にあった地域の見守りを検討する。 | 次期計画 |
| 24 | 金婚祝贈呈事業 | 直営 | 現行どおり | お祝い品の単価を調整し、継続する。 | 随時 |
| 25 | 障がい者（児）の集い | 直営 | 現行どおり | 参加者の固定化・減少傾向があり、他の方法での障がい者が集える事業を検討する。 | 随時 |

| 番号 | 事務事業名 | 実施方法 | 今後の方向性 | 今後の取組内容(要旨) | 見直し等の時期 |
|----|-----------------|------|--------|--|---------|
| 26 | 応急援護費給付事業 | 直営 | 現行どおり | 相談者の状況を的確に把握し、関係機関等と連携を図り適切に対応する。 | 随時 |
| 27 | 災害見舞金給付事業 | 直営 | 現行どおり | 関係機関と密接に連携を図り適切に対応する。 | 随時 |
| 28 | 歳末たすけあい募金見舞金事業 | 直営 | 現行どおり | 見守り活動に繋がるように努める。 | 随時 |
| 29 | 福祉カー運営事業 | 受託 | 現行どおり | 委託契約書の範囲内で適正に運営する。 | 随時 |
| 30 | 福祉バス運営事業 | 受託 | 現行どおり | 委託契約書の範囲内で適正に運営する。 | 随時 |
| 31 | 老人福祉会館運営事業 | 受託 | 現行どおり | 指定管理者として適正に運営する。 | 随時 |
| 32 | ホームヘルパー派遣事業 | 受託 | 現行どおり | 委託契約書の範囲内で適正に運営する。 | 随時 |
| 33 | 生きがい活動支援通所事業 | 受託 | 現行どおり | 委託契約書の範囲内で適正に運営する。 | 随時 |
| 34 | 社会福祉金庫貸付事業 | 直営 | 見直し | 廃止を含め検討する。 | 次期計画 |
| 35 | 生活福祉資金貸付事業 | 受託 | 現行どおり | 委託契約書の範囲内で適正に運営する。 | 随時 |
| 36 | 放課後児童クラブ事業 | 補助 | 見直し | 子ども子育て関連法施行に伴い必要資格、人員配置、運営体制等の検討・見直しをする。 | 次期計画 |
| 37 | 福祉基金事業 | 直営 | 見直し | 社会福祉法の改正に沿って見直しを行う。 | 平成28年度中 |
| 38 | 介護保険運営事業 | 直営 | 見直し | 介護保険法の改正に合せ必要な見直しを行う。 | 本計画中 |
| 39 | 障がい者介護運営事業 | 直営 | 見直し | 障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律の改正に合せ必要な見直しを行う。 | 本計画中 |
| 40 | 社会福祉センター運営事業 | 受託 | 現行どおり | 指定管理者として適正に運営する。 | 随時 |
| 41 | 自動販売機事業 | 直営 | 拡充 | 広報紙等を通じ自動販売機の設置場所を募集し、設置台数を増やす。 | 随時 |
| 42 | 民生委員児童委員協議会 事務局 | その他 | — | 民生委員児童委員活動を通じ、地域福祉の推進に努める。 | — |
| 43 | シニアクラブ連合会 事務局 | その他 | — | クラブ数、会員数が減少し、役員が高齢化しており運営や実施事業を検討し、支援する。 | — |
| 44 | 遺族会 事務局 | その他 | — | 活動が継続できるよう支援する。 | — |
| 45 | ボランティア連絡協議会 事務局 | その他 | — | 会員間の交流を図り、活動を支援する。 | — |
| 46 | 地域福祉活動計画 | 直営 | 現行どおり | 市地域福祉計画と車の両輪として策定・推進する。 | 随時 |
| 47 | 災害ボランティアセンター | 直営 | 現行どおり | 各マニュアル等を点検・見直し、発災時に迅速対応できるようにする。 | 随時 |
| 48 | チャリティゴルフ | 直営 | 現行どおり | ゴルフを通じた本会のPRに努めるとともに自主財源の確保を図る。 | 随時 |

(1) 本計画期間中の見直し事業

① 理事会・評議員会・監事会

i) 現状と課題

平成28年3月31日、社会福祉法人制度改革を含む社会福祉法改正法案が成立し、同年4月1日から一部施行されたことに伴い改正法の内容に沿って公益財団法人に準じた組織運営を行うことが必要です。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

公益財団法人に準じた組織運営を行います。

- ・ 経営組織のガバナンスの強化
- ・ 事業運営の透明性の向上
- ・ 財務規律の強化

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------------|--|--------------------|-----------------|----------|
| 経営組織のガバナンスの強化 | 理事の義務と責任の明確化・評議員会を最高議決機関とし、けん制機能の強化・監事の監査権限の強化 | 準備・実施 | 実施 | |
| 事業運営の透明性の向上 | 事業計画及び予算、事業報告及び決算、定款、役員名簿、役員報酬等の公開 | 実施 (ホームページ等に掲示) | | |
| 財務規律の強化 | 役員等への特別な利益供与の禁止及び地域における公益的取り組みの実施の検討 | 継続 (利益供与の禁止) | 検討 (公益的取り組み) | |

② 福祉基金事業

i) 現状と課題

平成 28 年 3 月 31 日、社会福祉法人制度改革を含む社会福祉法改正法案が成立し、同年 4 月 1 日から一部施行されたことに伴い事業利益によって余裕財産が形成された場合には、計画的に社会福祉の充実に再投下し、地域社会に貢献することとなりましたので基金について検討する必要があります。

また、運用益は貴重な財源ですが低金利が続いており、運用益を期待することができない状況にあります。

(平成27年度決算時)

| 基金名称 | 目的 | 積立額 |
|--------|-------------------|-------------|
| 福祉基金 | 地域福祉活動等の増進 | 59,032,222円 |
| 災害準備基金 | 市内で大規模災害発生時の援護活動費 | 10,000,000円 |

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

現状では余裕財産の形成が見込めませんので、各基金の設置規程にある目的に基づき、管理運営を行います。

また、運用方法の調査・研究をしながら安全で、より効果のある運用に努めます。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|-------------------|--------|--------|--------|
| 福祉基金 | 地域福祉活動等の増進の財源 | | | → |
| | | 管理運営 | | |
| 災害準備基金 | 市内で大規模災害発生時の援護活動費 | | | → |
| | | 管理運営 | | |

③ 訪問介護事業

i) 現状と課題

平成25年度以降単年度収支で赤字となっています。地域包括ケアシステムの理念にあるよう、地域の特性に基づくサービスの提供が求められており、産前産後ヘルパーの派遣等、現在実施している介護保険法や障害者総合支援法の対象者以外の少数多方面へのサービス提供が求められています。

サービス提供を行う訪問介護員（ヘルパー）の就労環境の整備を進めておりますが、人員は不足しています。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

本会役員や行政等を含めた協議体を新たに設置し、今後の方向性等を検討します。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|----------|--------|--------|--------|
| 協議体の設置 | 今後の方向性検討 | → | → | → |
| | | 設置・検討 | 検討 | 結論 |

(2) 次期計画期間中の見直し事業

① 助成事業

i) 現状と課題

市内福祉団体等の事業運営に助成（補助）金を交付していますが福祉団体の事業は定例化し、構成員も固定化及び高齢化並びに減少の傾向にあり、構成員の親睦のために助成（補助）金を使用されている感があります。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

団体助成から福祉団体等が実施する事業へと助成対象のシフトを検討します。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------|---------------|----------|----------|----------|
| 助成事業 | 団体助成から事業へのシフト | 検討・準備 | → | → 説明 |

② 給食サービス事業

i) 現状と課題

各地区社会福祉協議会の実施により月 1 回（7・8・9月を除く）ボランティアが調理したお弁当等をひとり暮らし高齢者へ届けることによる見守り訪問をしています。

対象者の増加と調理するボランティアの高齢化により手作りのお弁当は難しい状況になりつつあります。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

地域の実情にあった見守りを検討します。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|-----------------|----------|----------|----------|
| 給食サービス事業 | 地域の実情にあった見守りを検討 | 検討 | → | → |

③ 社会福祉金庫貸付事業

i) 現状と課題

市内に住所を有する低所得者及び交通遺児世帯へ資金を貸付けることにより自立と生活意欲の高揚を図るために20万円を限度として貸付をしています。

貸付には連帯保証人が必要であり、審査会（貸付運営委員会）で可否決定することから時間を要します。類似制度である生活福祉資金貸付事業（実施：千葉県社協・窓口：袖ヶ浦市社協）が充実（例：緊急小口資金 10万円まで 連帯保証人不要 4日以内に可否決定）したため、社会福祉金庫の借受人はありません。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

袖ヶ浦市社会福祉協議会以外が実施している貸付制度が充実してきているため、社会福祉金庫貸付事業の必要性が低くなってきており、廃止を含め検討します。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|---------|--------|--------|--------|
| 社会福祉金庫貸付事業 | 廃止を含め検討 | | | |
| | | 検討 | | → |

④ 放課後児童クラブ事業

i) 現状と課題

根形小学校区及び中川小学校区で放課後児童クラブを運営し、放課後に適正な遊び及び生活の場を提供し児童の健全育成を図っています。

運営については、子ども子育て関連法の施行により平成32年度以降は、子育て支援員の資格取得者を常時1名以上配置する必要があります。利用児童は増加傾向にありますが、職員を募集しても応募が少ない状況であり、現在の嘱託職員1名と臨時職員10名程度（通常：各所3～4名を配置）のシフト制での職員体制では夏休み等の長期休暇時の運営が厳しい状況です。

設置場所については、根形小学校区及び中川小学校区共に旧JAの施設を使用しており、学校からの通所や施設の老朽化、遊び場がアスファルトであるなどの問題があります。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

運営については、緊急時の体制を含めた職員体制を検討し、計画的な職員の採用及び資格取得を行います。

設置場所については、関連法では児童1人当たりの必要面積が示されたこともあり小学校の空教室の利用を含め市と移設に向け協議します。

運営、設置場所を含め本会での経営について検討を進めます。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------|--------------|----------|----------|----------|
| 運営 | 子育て支援員資格の取得 | 計画・実施 | 実施 | 実施 |
| | 人員体制の検討 | 検討 | 計画 | 実施 |
| 設置場所 | 校内への移設について協議 | 根形 | 協議 | |
| | | 中川 | 準備 | 移設 |

4 組織体制の強化

(1) 役員体制の強化

i) 現状と課題

平成28年3月31日、社会福祉法人制度改革を含む社会福祉法改正法案が成立し、同年4月1日から一部施行されたことに伴い改正法の内容に沿って公益財団法人に準じた組織運営を行うことが必要です。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

公益財団法人に準じた組織運営（15ページ：3-(1)-①参照）を行うため平成28年度に定款等諸規程の改正を行い、役員を選任手続きを開始します。平成28年度決算終了後（平成29年6月頃）から公益財団法人に準じた役員及び組織体制に移行します。

社会福祉協議会という「協議体」の特性を発揮し、役員がそれぞれの役割を担い、協力して地域の方々や社会福祉法人・福祉団体等との協働による公益的な取り組み（地域福祉）を推進します。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|----------------|--------|--------|--------|
| 役員体制の強化 | 公益財団法人に準じた役員体制 | 移行・実施 | 実施 | |
| | 役員研修会 | 継続実施 | | |

(2) 情報公開による透明性の確保

i) 現状と課題

情報公開規程に基づき予算書、決算書、役員（理事・監事）名簿は既にホームページを通じ公開しておりますが、今回の社会福祉法の改正に伴い役員報酬の公開が必要となります。

広報紙は毎月15日に発行し、新聞折込、各行政機関窓口や商店等に設置、希望者へ市（行政）広報紙と併せて郵送により配布しています。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

法規等で規定されているものに限らず、広報紙、ホームページ等を通じ情報を公開し、組織の透明性を図り、地域の方々の信頼が得られるように努めます。

情報を一方的に公開（発信）するだけでなく、参加型の企画を検討し、袖ヶ浦市社会福祉協議会のPRに努めます。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------------|-----------------|--------|--------|--------|
| 予算書・決算書・役員報酬等の公表 | ホームページ等を通じた情報公開 | | | |
| | | 実施 | | |
| 広報紙、ホームページの読者拡大 | 読者参加型企画の検討 | | | |
| | | 検討 | 実施 | |

(3) 緊急時の対応

i) 現状と課題

平成25年度に「職員対応マニュアル」「災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を策定しました。

また、平成26年度に日赤防災倉庫が社会福祉センター内に設置されたことに併せ大規模災害に備え援護資機材を整備しました。平成27年度は職員参集訓練を実施、袖ヶ浦市避難所・福祉避難所開設訓練に参加し、平成28年度は袖ヶ浦市地区別防災訓練へ参加し、災害ボランティアセンターの開設・運営やボランティアの派遣について訓練を積みました。

ii) 目指すべき方向性及び具体的事業内容

継続的に訓練を実施するとともに、各マニュアルの点検・見直しを行い発災時に迅速に対応できるように努めます。

| 計画項目 | 具体的取り組み | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------------------|---|--------|--------|--------|
| 職員の参集（安否確認） | 訓練の実施と職員対応マニュアル点検・見直し | | | |
| | | 実施 | | |
| 災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営 | 訓練実施と災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル、運営マニュアルの点検・見直し | | | |
| | | 実施 | | |
| 災害時の事業継続体制の点検 | 各事業初動マニュアルの点検・見直し | | | |
| | | 実施 | | |

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画の進行管理

本計画書を袖ヶ浦市社会福祉協議会ホームページへ掲載して情報公開します。

年度ごと（平成29年度～平成31年度）に内部評価を行い、理事会及び評議員会へ報告し、必要な見直し等を行います。

次期（平成32年度～平成37年度）袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画の策定【計画期間は袖ヶ浦市地域福祉活動計画と同じ】

参 考

【発展強化計画】

社会福祉協議会が事業運営（経営）の将来のビジョンや目標を明らかにし、その実現に向けた事業、組織、財務等に関する具体的な取り組みを掲示したもの

【地域福祉活動計画】

社会福祉協議会が、住民や地域の福祉関係者などと相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、具体的な活動目標等について明らかにし、地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体の参加や協力、協働などによる多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることを目的にしたもの

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画策定経過

| 開催日 | 内 容 |
|-------------|----------------------|
| 平成28年 5月12日 | 三役会議で策定の趣旨説明 |
| 平成28年 6月 1日 | 理事会で策定の趣旨説明 |
| 平成28年 6月13日 | 事務事業の見直しについて内部検討開始 |
| 平成28年 9月 6日 | 評議員会で策定の趣旨説明 |
| 平成28年10月 3日 | 発展強化計画（たたき台）の内部検討開始 |
| 平成28年12月22日 | 理事会へ発展強化計画（素案）を提示 |
| 平成28年12月22日 | 評議員会へ発展強化計画（素案）を提示 |
| 平成29年 3月23日 | 理事会へ発展強化計画（案）を提示・決議 |
| 平成29年 3月27日 | 評議員会へ発展強化計画（案）を提示・決議 |

参 考

袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画の策定について（趣旨）

本会の財務は、平成25年度以降単年度収支でマイナス（赤字）であり、毎年繰越金を充当し運営している状況です。平成27年度決算でもその状況は変わらず、平成28年度には繰越金は底を尽き、運営資金積立資産を取崩さないと運営できない状況になると見込まれます。

また、少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤独死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法など権利擁護の問題など地域における生活課題は深刻化・拡大しており、社会福祉法の改正にも表れているとおり、より一層の地域社会への貢献が求められています。

そのような中、地域福祉活動計画や事業計画にある『「市民皆が支えあい、一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念とし、市民誰もが地域の中で生涯にわたって自立し、安心して自由で個性豊かな生活ができる地域社会を実現するため、第1に障がいの有無や性別、年齢等の違いを認め合える全ての個人の人間性を尊重する。第2に市民や団体、地域の人々が福祉活動を理解し、市民参加の協働による助け合いのまちをつくる。第3に活力ある社会福祉協議会をつくるため、組織基盤、財政基盤の強化を図ることを基本視点とし、地域福祉を推進します。』の実現に向けた本会の将来のビジョンや目標を明らかにし、事業、組織、財務等に関する具体的な取り組みを見える形にする必要があることから発展強化計画を策定します。